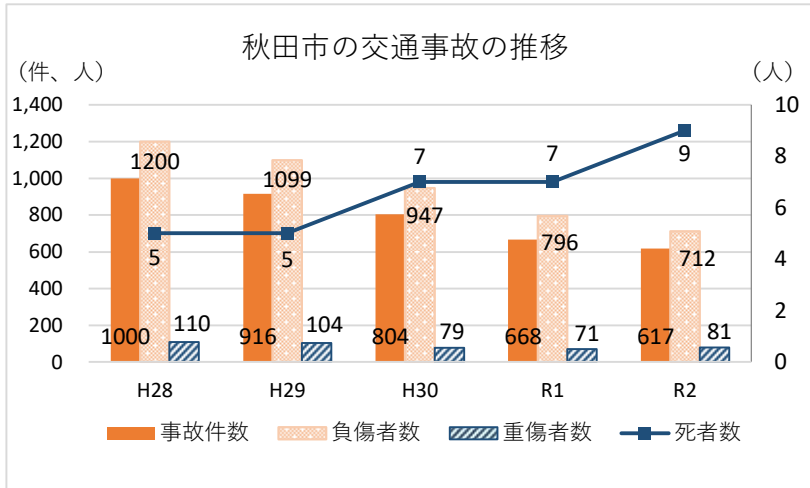


第 11 次秋田市交通安全計画の概要

1 交通事故の状況（第 10 次計画の目標と成果）



○「交通事故死傷者数 850 人以下」の目標は令和元年、翌 2 年と 2 年連続で達成。

○死者数は増加傾向にあり、「交通事故死者数 4 人以下」の目標については未達成。

2 第 11 次計画の概要

(1) 計画の位置づけ

交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市が講ずべき交通安全対策に関する施策の大綱を定めるもの。

(2) 基本理念

- ①人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない秋田市を目指す。
- ②「人優先の交通安全思想」を基本とし、市民の安全を一層確保するため、あらゆる施策を推進する。
- ③年齢や障がいの有無等に関わりなく、安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。

(3) 計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

(4) 計画の目標

○道路交通事故の目標

令和 7 年度までに、**交通事故死者数を 4 人以下**

交通事故重傷者数を 64 人以下 にする。

○踏切事故の目標

踏切事故件数ゼロを目指す。

3 道路交通の安全についての対策

(1) 最重要課題：「高齢者の交通事故防止対策」

〈高齢者対策のポイント〉

- 1 地域等と一体となった広報啓発活動
- 2 視認性の高い服装の着用や反射材用品の普及促進
- 3 高齢運転者標識の普及の促進
- 4 高齢歩行者に対する交通安全教育
- 5 高齢運転者に対する交通安全教育・高齢者に対する教育の充実
- 6 運転免許証の自主返納者に対する環境の充実
- 7 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

(2) 今後の道路交通安全対策を考える視点（6つの視点）

- 1 市民自らの意識改革
- 2 高齢者および子どもの安全確保
- 3 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 4 生活道路における安全確保
- 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 6 地域が一体となった交通安全対策の推進

(3) 講じようとする施策（7つの柱）

1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	→	・交通安全に関する普及啓発活動の推進 ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 など
2 安全運転の確保	→	・運転者教育等の充実 ・安全運転管理の推進 など
3 道路交通環境の整備	→	・生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ・幹線道路における交通安全対策の推進 など
4 車両の安全性の確保	→	・自動車アセスメント情報等の提供 ・自動車の検査および点検整備の充実 など
5 道路交通秩序の維持	→	・交通の指導取締りの強化等 ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 など
6 救助・救急活動の充実	→	・救助・救急体制の整備 ・救急医療体制の整備 など
7 被害者支援の充実と推進	→	・交通事故相談活動の推進 ・自動車事故被害者に対する経済の充実 など

4 踏切道における交通の安全についての対策

(1) 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

(2) 講じようとする施策（4つの柱）

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等の立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保全設備の整備および交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の推進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置